

ガラス

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象としたガラスは、標準仕様書 1 6 章 1 4 節に規定するガラスとしている。

ガラスの種類は、以下のとおり。

①フロート板ガラス	JIS R 3202 (2011)「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」
②型板ガラス	JIS R 3203 (2017)「型板ガラス」
③網入板ガラス及び線入板ガラス	JIS R 3204 (2014)「網入板ガラス及び線入板ガラス」
④合わせガラス *	JIS R 3205 (2005)「合わせガラス」
⑤強化ガラス *	JIS R 3206 (2014)「強化ガラス」
⑥熱線吸収板ガラス	JIS R 3208 (1998)「熱線吸収板ガラス」
⑦複層ガラス *	JIS R 3209 (1998)「複層ガラス」
⑧倍強度ガラス	JIS R 3222 (2003)「倍強度ガラス」
⑨熱線反射ガラス	JIS R 3221 (2002)「熱線反射ガラス」

注) 熱線反射ガラスの耐久性の区分において、B類と表示された製品は、膜面を室内側に向けて使用している。

*応募者なし

2. 品質・性能

(1) 各材料は、上記の JIS 規格に規定する品質・性能について、実施要領に規定する試験機関等による試験結果を確認している。

(2) 試験の確認

①フロート板ガラス

対象とするガラスの板厚は、8mm、申請品のうち最も薄いもの及び最も厚いものとしている。

②型板ガラス

対象とするガラスの板厚は、3mm、4mm、5mm及び6mmの申請品すべてとしている。

③網入板ガラス及び線入板ガラス

対称とするガラスの板厚は、6.8mm、10.0mmとしている。(網入板ガラスの加熱試験及び加熱後の衝撃試験共)

④合わせガラス

対象とするガラスの板厚は、申請品のうち最も薄いものとしている。

⑤強化ガラス

対象とするガラスは、以下のとおりとしている。

(イ)「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」又は「熱線吸収板ガラス」のうち、いずれか1品目

(ロ)「型板ガラス」

(ハ) 熱処理に際し同時にガラス質絵具の焼付けを行ったもの

対象とするガラスの板厚は、8mm、申請品のうち最も薄いもの及び最も厚いもの

⑥熱線吸収板ガラス

対象は、フロート板ガラス、網入り板ガラスを用い、色調毎に、申請品のうち①厚さの最も薄いもの、

②最も厚いもの、③中間の厚さ又は汎用品の3種類としている。ただし、加熱試験は網入板ガラスの申請品すべてとしている。

⑦複層ガラス

対象は、断熱複層ガラス又は日射熱遮へい複層ガラスのいずれか1種類とし、空気層は12mm としている。また、加速耐久性は、Ⅲ類について行うものとしている。

ガラス

⑧倍強度ガラス

対象は、申請品のうち最大厚と最小厚のものとしている。

⑨熱線反射ガラス

対象は、素板のフロート板ガラス、磨き板ガラス、又は熱線吸収フロート板ガラス、熱線吸収磨き板ガラスのいずれか1種類及び倍強度ガラス又は平面強化ガラスのいずれか1種類とし、その各々の申請品のうちから汎用品若しくは生産量の最も多いものとしている。

注) 熱線反射ガラスのうち強化ガラス及び倍強度ガラスの耐光性、耐酸性、耐アルカリ性、耐摩耗性及び日射熱遮蔽性の確認は、以下によっている。

(イ) オンライン法で製造された製品（フロート又はみがき板ガラスに熱反処理を行った後、強化又は倍強度ガラスとしたもの）の試験は、製品を徐冷した板から所定の試験片に切断したもので確認している。

(ロ) スパッタリング法で製造された製品のうちについては確認していない。

3. ガラスの表示略号（評価名簿詳細事項に示すガラスの表示略号は、以下のとおりとしている。）

P	:	①フロート板ガラス及び磨き板ガラス	T	:	⑤強化ガラス
F	:	②型板ガラス	HAP	:	⑥熱線吸収板ガラス
NP	:	③網入板ガラス	IG	:	⑦複層ガラス
WP	:	③線入板ガラス	DS	:	⑧倍強度ガラス
L	:	④合わせガラス	HR	:	⑨熱線反射ガラス